

**主治医意見書作成料**の請求において、  
**令和8年度より委託市町村が追加となります。**

【令和8年3月作成（4月請求分）まで】

|     |      |      |
|-----|------|------|
| 福島市 | 郡山市  | いわき市 |
| 白河市 | 須賀川市 | 喜多方市 |
| 相馬市 | 田村市  | 伊達市  |
| 桑折町 | 国見町  | 川俣町  |
| 鏡石町 | 天栄村  | 磐梯町  |
| 西郷村 | 泉崎村  | 中島村  |
| 矢吹町 | 浅川町  | 三春町  |
| 小野町 | 広野町  | 楡葉町  |
| 富岡町 | 川内村  | 大熊町  |
| 双葉町 | 浪江町  | 飯舘村  |

【令和8年4月作成（5月請求分）から】

|     |       |      |
|-----|-------|------|
| 福島市 | 郡山市   | いわき市 |
| 白河市 | 須賀川市  | 喜多方市 |
| 相馬市 | 田村市   | 南相馬市 |
| 伊達市 | 桑折町   | 国見町  |
| 川俣町 | 鏡石町   | 天栄村  |
| 磐梯町 | 会津坂下町 | 三島町  |
| 西郷村 | 泉崎村   | 中島村  |
| 矢吹町 | 浅川町   | 三春町  |
| 小野町 | 広野町   | 楡葉町  |
| 富岡町 | 川内村   | 大熊町  |
| 双葉町 | 浪江町   | 新地町  |
| 飯舘村 |       |      |



上記**34市町村**から依頼された主治医意見書の作成料の請求は、

**令和8年4月作成分（5月請求分）**より**国保連合会**に請求してください。

## ※注 意※

請求にあたり、現在使用いただいている請求ツール（Excel）の利用は、

**令和8年3月作成分（4月請求分）までになります。**

令和8年4月作成分（5月請求分）からは、

新しい請求ツール（Excel）にて請求してください。

新しい請求ツールは、令和8年4月以降に、

本会ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.fukushima-kokuho.jp/kaigo/index.html>

福島県国保連合会ホームページ>介護サービス事業所等の皆様へ>主治医意見書作成料

※ご不明な点がございましたら、本会宛て御連絡ください。